

盛岡市・盛岡市上下水道局に

建設工事請負契約競争入札参加資格を申請する方へ

1 資格要件について

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けている者
- (2) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査に基づく総合評定値通知書に総合評定値及び完成工事高（2 年又は 3 年平均）の数値があること
- (3) 必要と認める施工実績がある者
- (4) 市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定に違反していない者

2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の処分を現に受けている者
- (3) 盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年 3 月 25 日条例第 9 号）第 9 条第 1 項各号に掲げる者
 - ア 暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）
 - イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - ウ 法人その他の団体であって暴力団員がその役員となっているもの
 - エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 盛岡市市営建設工事請負契約競争入札参加資格要綱（平成 8 年告示第 419 号。以下「要綱」という。）第 13 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定により資格者認定を取り消され、その取り消された資格者認定の有効期間が経過していない者
- (6) 要綱第 13 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により資格者認定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過していない者
- (7) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 既に盛岡市小規模修繕契約希望者として登録されている方について

この資格審査申請により、資格者としての認定を受けた時点で、盛岡市小規模修繕契約希望

者登録を取り消すことになります。

4 資格審査結果の通知

令和9年3月下旬頃に、資格申請時に登録した申請担当者メールアドレス宛に資格審査結果を通知します。また、併せて盛岡市役所ホームページに掲載を予定しております。資格審査結果につきましては、文書での通知は行わず、電子メールでの連絡となりますのでご留意願います。

なお、市税等に未納があった場合や資格要件を満たさない方からの申請があった場合には、上記日程によらず資格認定を行わない旨の通知を行う場合があります。

5 申請受付工種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29工種になります。

なお、盛岡市では、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設工事の5工種について格付を行います。格付を行うための審査は、①経営事項の審査、②技術事項等の審査、③技術者要件の審査の3点となります。

②の審査にあたり、盛岡市に申請する事業者のうち、盛岡市内に本社又は営業所のある方で土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、水道施設工事の登録を希望する方は、「令和9年度盛岡広域市町建設工事請負契約競争入札参加資格審査申請の手引き【手続き・申請書類共通編】 5.2 申請書類の作成 (2) 個別書類 (盛岡市)」のうち該当する書類を提出してください。

格付における審査基準については、下記ホームページをご確認ください。

⇒令和9年度建設工事競争入札参加資格審査（技術等評価・技術者要件）

<http://www.city.morioka.iwate.jp/jigyousha/keiyaku/shikakushinsei/1008595.html>